

第 9 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 11 月 28 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、椿臨時委員、引頭専門委員、小田切専門委員、佐藤専門委員、納口専門委員、本間専門委員、審議協力者 (総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県)、諮問者 (會田総務省統計審査官)、調査実施者 (木村農林水産省センサス統計室長) 他
- 4 議 題 2010 年世界農林業センサスの計画について
- 5 概 要
 - (1) 舟岡部会長及び各委員の挨拶に引き続き、諮問第 12 号「2010 年世界農林業センサスの計画について」の趣旨、今後の検討スケジュール、調査計画の内容等の説明が行われた。
 - (2) 舟岡部会長から計画内容等に関する論点が示され、これに対して、委員から、流通の多様化を把握する調査事項の追加、農業及び林業の両方を行う経営体に関する集計表の追加に関する意見が提出され、併せて議論することとされた。
 - (3) 「調査対象」に関する論点について、審議が行われた。
 - ア 主な意見は、以下のとおり。
 - ・ 「農林業経営体」と「事業所」の相違を整理する必要があるのではないか。
 - ・ 将来的には、「農林業経営体」を「事業所」と同一とすることが適当ではないか。
 - ・ 2005 年調査では「農林業経営体」と「事業所」の区別が明確でなかったため、会社の保有山林の捕捉が不十分であったと認識しており、林業の視点からの検討も必要である。
 - ・ 外食産業の事業者が複数の場所において農業を行っている場合、「農業経営体」としては、外食産業の事業者を一つの経営体として捉えるのか、あるいは、各地の事業所を一つの経営体として捉えるのか。
 - ・ 「林業経営体」の捕捉に関し、私有林面積の 25 パーセントが不在村の所有者に係るものであり、林野庁も不在村者対策を課題としている。「農林業経営体調査」における把握が困難としても、「農山村地域調査 (市区町村調査)」では、引き続き把握してもらいたい。
 - ・ 農林水産省が定義した「農業集落」の範囲を、「農山村地域調査 (農業集落調査)」の調査客体となる「農業集落精通者」が理解できるか難しいのではないかと。
 - ・ 行政区ではなく農業集落の単位で「農業集落精通者」を選定するとともに、複数の精通者に協力してもらう体制となっているのであれば、混乱はないのではないかと。
 - イ 審議の結果、「調査対象」に関する論点のうち、「農山村地域調査 (農業集落調査)」における「農業集落精通者」の選定については、概ね妥当とされた。

一方、「農林業経営体調査」における「農林業経営体」の概念については、「事業所」との相違を次回部会までに整理するとともに、不在村所有者の私有林の把握については、「調査事項」の審議の中で併せて議論することとされた。
- 6 次回予定
次回部会は 12 月 12 日 (金) 14 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。